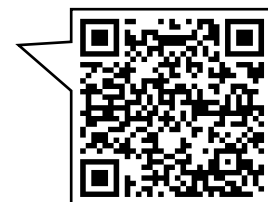


【参考】道路運送車両の保安基準

保安基準	基準の概要
接地部及び接地圧	道路を破損するおそれのないものであること。
制動装置	2個の独立した操作装置を有し、確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、制動停止距離が5m以下であること。2系統以上のうち1系統は、平坦な舗装路面等で確実に特定小型原動機付自転車を停止状態に保持できること。
車体	堅牢で運行に十分耐えるものであること。乗車装置が確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆれが生じないようにしていること。
安定性	安定した走行を確保できるものとして「特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準」に適合すること。
尾灯	夜間後方300mから点灯を確認できること。
制動灯	昼間後方100mから点灯を確認できること。
後部反射器	夜間後方100mから走行用前照灯で照射した場合にその反射光を確認できること。
警音器	適当な音響を発する警音器であること（自転車に装着されるベル等でも可）。
方向指示器	車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部を見通すことができる位置に少なくとも左右1個ずつ取り付けられていること。
速度抑制装置	速度制御性能に関し「特定小型原動機付自転車の速度抑制装置の技術基準」に適合すること。 設定最高速度が2種類以上ある場合、走行中に設定変更ができないこと。
電気装置	原動機用蓄電池は以下のいずれかの基準に適合していること。 国連規則、欧州規格、国連危険物輸送勧告、PSEマーク（電気用品安全法に基づく表示）
乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であること。
最高速度表示灯	昼間前方及び後方25mから点灯を確認できること。 車道モード：緑色点灯、歩道モード：緑色点滅

※最新の保安基準については、国土交通省の下記ウェブサイトを参照。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html#tokuteigentsuki



※警察庁ウェブサイト「特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

